

平成29年(2017年)2月、公益社団法人徳島県防犯協会自転車防犯登録実施要領の一部改正が行われ、4月1日から徳島県下での自転車防犯登録料がこれまでの500円から1台600円に改定されます。自転車利用者の皆様に関係する事項について抜粋しましたので活用して下さい。

## 1 目的

自転車の盗難防止及び盗品である自転車の被害回復に寄与するために公益社団法人徳島県防犯協会が実施する自転車防犯登録に関し、必要な事項を定めたものです。

## 2 登録に関する事項

### ○ 新規登録

- ・ 新たに自転車を購入し登録する場合
- ・ 現に所有している未登録の自転車を登録する場合

### ○ 再登録

- ・ 登録を受けた自転車を他人から譲り受け登録する場合
- ・ 登録を受けた自転車を他人と交換して登録する場合
- ・ 登録済みの登録シールをき損し判読できず登録する場合

### ○ 登録事項の変更

- ・ 親族間で譲渡をしたとき
- ・ 住所、氏名及び電話番号を変更したとき

## 3 防犯登録シールの様式、作成等

- 防犯登録シールの番号は、アルファベットの1字を冠した5桁の一連番号とし、その様式は別添様式第3号のとおりです。
- 防犯登録を行うに際しては、防犯登録所(販売店)に購入者自らが防犯カードの所有者欄に記載される「住所、氏名及び電話番号」を正確に申し出て下さい。特に、住所の字名、番地、アパート名等、氏名にあってはフリカナを含め登録事項となりますので正確に申し出て記載してもらって下さい。
- 再登録をする場合は、再登録をしようとする人の住所及び氏名等の確認ができる運転免許証等の身分証明書が必要です。
- 平成29(2017)年4月1日から新規登録、再登録とも防犯登録料は、これまでの1台につき500円から600円に改定されます。

## 4 登録の抹消及び変更

### ○ 再登録及び登録抹消

#### ◆ 自転車を譲り受け、又は交換及び登録の抹消を防犯登録所に依頼する場合の留意事項

- ・ 再登録を行う場合は、再登録を行おうとする人が当該自転車の防犯登録の有無を確認し、登録済みの場合は、前所有者の自転車防犯登録抹消届(別記様式第6号)が必要となります。抹消届がない場合は、二重登録となりますので再登録を行うことは出来ません。
- ・ 上記の場合において、前所有者が防犯登録カード第2票(別記様式第4号お客様用)を保管している場合は、回収のうえ添付して申し出て下さい。
- ・ 再登録をしようとする人の身分証明書を防犯登録所(自転車販売店等)に提示して下さい。

#### ◆ 所有者が自転車を廃棄処分し登録を抹消する場合

廃棄処分により登録を抹消するときは、所有者(登録者)が自転車防犯登録抹消届を作成し、保管している防犯登録カード第2票(お客様用)を添えて防犯登録所(自転車販売店等)に提出して下さい。

### ○ 登録の変更

親族間で譲渡したとき又は住所、氏名及び電話番号を変更したときは、自転車防犯登録変更届(別記様式第7号)を作成して防犯登録所(自転車販売店等)に提出して下さい。

## 5 防犯登録についての留意事項

- 防犯登録カードの記載事項にもあるように大切な登録自転車の所有者の財産権を保護しておりますので、登録事項について正確性が必要となります。  
特に、住所は「丁目・字名、番地、アパート名等」、氏名は「正確に記載して必ずフリカナ」を付けて下さい。登録事項が判明しない場合は、調査に相当な時間を要しますので正確な申し出にご協力をお願いします。
- 防犯登録カードは3枚複写式となっています。防犯登録をした場合には、防犯登録所（販売店等）から登録に用いる防犯登録カード第2票（お客様用）が交付されますので、この第2票は盗難をはじめ譲渡・抹消等の際に必要となりますので大切に保管しておいて下さい。

## 6 身分証明書として使用するマイナンバーカードの管理について

前項4・登録の抹消及び変更に記載している身分証明書は、本人確認を行うため運転免許証のように顔写真があるものが一般的です。この度、マイナンバー制度の運用に伴いマイナンバーカード（個人番号カード）を取得している人は、同カードを公的身分証明書として本人確認を行える身分証明書として使用することができます。このカードを活用する場合は、カードと共に受領している専用カードケースに収納した状態で身分確認を行える表面だけを活用して下さい。なお、活用に際しては、裏面データが漏洩しないようご本人の責任において厳重に管理して下さい。